

高槻市物品売買業者指名停止基準

平成 4年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成26年4月1日改正

令和 2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、高槻市が発注する物品（修繕を含む。）の競争入札及びせり売りに参加資格を与えられた業者（以下「有資格業者」という。）の入札、見積り合わせ及びせり売りに関する指名停止（以下「指名停止」という。）の措置を適正に処理するため必要な事項を定める。

(基準)

第2条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定める期間、指名停止を行うものとする。なお、日数の計算は、その事実があったとき、又はその事実を確認したときを起算日として行うものとする。

2 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 1 事案について指名停止に係る事実が2以上競合したときは、別表に掲げる措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の1.5倍の期間（別表各項に定める期間に上積みされることとなった期間が1か月に満たないときは1か月）とする。

3 指名停止期間中の業者が、新たに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名停止の期間は、前項に定める期間を、既に措置されている指名停止の残期間に加算した期間とする。

4 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかであるときは、別表各項に定める期間の2分の1または2倍に相当する期間まで短縮あるいは延長することができる。ただし、短縮後の期間が1か月未満の場合には、1か月を限度とする。

5 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項の規定を準用する。

6 指名停止期間中の有資格業者について、当該事実について責を負わないことが明ら

かとなったときは、指名停止を解除することができる。

7 本条の特例による指名停止期間が3年を超える場合には3年を限度とする。

(指名停止の継承)

第4条 指名停止期間中の業者から合併等により営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止の有資格業者の指名停止期間を引継ぐものとする。

(指名停止等の通知)

第5条 指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、当該有資格業者に遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、必要に応じ改善措置等の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害関連又は特殊技術を要するもの等やむを得ない事由があると認めるときは、この基準の定めにかかわらず、当該目的物についてのみ契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(物品売買調整委員会)

第8条 有資格業者の指名停止の措置については、高槻市物品売買調整委員会設置要綱第2条に規定する高槻市物品売買調整委員会（以下「調整委員会」という。）が決定する。

2 指名停止期間に設定の幅がなく裁量の余地のないものは、文書決裁をもって開催及び決定に代えることができるものとする。但し、第3条の特例を適用する場合を除く。

3 この基準に定めのない事項で指名停止を行う必要があるときは、第1項に規定する調整委員会がこれを決定する。

(苦情申し立て)

第9条 指名停止措置を受けた有資格業者は、指名停止の通知が到達した日から起算して10日以内に、書面により市長に苦情を申し立てることができる。

(準用)

第10条 この基準は、業務委託業者の指名停止の措置について準用する。

(補足)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

別 表 (第2条関係)

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1 虚偽記載 市が発注する物品の入札において、書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>2 入札妨害等 有資格業者又は使用人が、市発注物品の入札、契約等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 競争入札、見積り合わせ及びせり売りの公正かつ円滑な執行を妨げたとき。 (2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。 (3) 入札参加希望者が入札の手続をすること、落札者が契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げたとき。</p>	<p>1 か月以上 2 年以内</p> <p>1 か月以上 2 年以内</p> <p>1 か月以上 1 年以内</p>
<p>3 契約違反 市発注物品の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。 (2) 正当な理由なく納期を遅延したとき。 (3) 物品の品質、若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 (4) その他契約の履行に当たり、契約内容に反する事実があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>4 監督、検査等の妨害 (1) 本市の職員が行う監督、検査を妨害し、若しくはその指示に従わなかったとき。 (2) 本市の職員に対し、不当要求その他の行為により公正な職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>1 か月以上 1 年以内</p> <p>1 か月以上 1 年以内</p>
<p>5 贈賄行為 有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する者に対する贈賄容疑により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。 (1) 本市の職員 (2) 本市以外の公共機関の職員 イ 大阪府内 ロ 大阪府外</p>	<p>3 年</p> <p>1 年</p> <p>6 か月</p>
<p>6 独占禁止法違反行為 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。なお、課徴金減免制度が適用され、その事</p>	

<p>実が公正取引委員会により公表されたときは、2分の1の期間とする。</p> <p>(1) 本市発注のもの</p> <p>(2) 本市以外の公共機関発注のもの</p> <p>イ 大阪府内</p> <p>ロ 大阪府外</p>	<p>3か月以上3年以内</p> <p>1か月以上1年以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>7 競売入札妨害又は談合</p> <p>有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する物品の競争入札、見積り合わせ及びせり売りにおいて、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注のもの</p> <p>(2) 本市以外の公共機関発注のもの</p> <p>イ 大阪府内</p> <p>ロ 大阪府外</p>	<p>3年</p> <p>1年</p> <p>6か月</p>
<p>8 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>有資格業者又は使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市発注のもの</p> <p>(2) 大阪府内で行われる本市発注以外のもの</p>	<p>3年</p> <p>1か月以上1年以内</p>
<p>9 暴力行為等</p> <p>有資格業者又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、若しくは公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 大阪府内で行われた暴力行為等</p> <p>(3) 大阪府外で行われた暴力行為等</p>	<p>3年</p> <p>1年</p> <p>6か月</p>
<p>10 経営不振</p> <p>不渡手形を発行する等、経営不振の状態にあると認められるとき。</p>	<p>再建したと認められるまでの間</p>
<p>11 その他</p> <p>(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 市民生活に支障をきたす等の行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(3) 役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上2年以内</p> <p>1か月以上2年以内</p> <p>1か月以上2年以内</p>

(4) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。	3か月
---	-----